

# 換価の猶予・徴収の猶予 申請の手引き

境港市市民生活部収税課

## 換価の猶予、徴収の猶予について

市税を納期限までに納付しない場合は、納付するまでの日数に応じて延滞金がかかるほか、督促状の送付を受けてもなお納付されない場合には、財産の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。

ただし、市税を一時に納付することが困難な理由（法律に基づく）がある場合は、境港市に申請することにより、財産の換価（差押財産の売却）や差押えなどが猶予される制度があります。

### 1 換価の猶予とは

市税を一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある場合に、申請に基づいて差押財産の換価（売却）が猶予される制度です。

### 2 徴収の猶予とは

災害、病気、事業の休廃業などの理由で市税を一時に納付することができないと認められる場合や、本来の期限から1年以上たつて納付すべき税額が確定した市税を一時に納付することができない理由があると認められる場合に、申請に基づいて徴収が猶予（分割納付・納入）される制度です。

## 猶予の効果について

### 1 換価の猶予が認められると

- ① 既に差押えを受けている財産の換価（売却）が猶予されます。
- ② 差押えにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産については、差押えが猶予（又は差押えが解除）される場合があります。
- ③ 差押財産の換価（売却）の猶予が認められた期間中の延滞金の一部が免除されます。

### 2 徴収の猶予が認められると

- ① 新たな差押えや差押財産の換価（売却）などの滞納処分の執行を受けません。
- ② 既に差押えを受けている財産がある場合には、市役所に申請することにより、その差押えが解除される場合があります。
- ③ 徴収の猶予が認められた期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。

【問い合わせ先】 境港市市民生活部収税課 電話0859（47）1020

## 手続きの流れ

### 手順1 猶予を受けるための要件の確認

- ① 換価の猶予の要件 ⇒ 3ページを参照してください。
- ② 徴収の猶予の要件 ⇒ 23ページを参照してください。



### 手順2 申請書の作成・提出

「換価の猶予申請書」又は「徴収の猶予申請書」に、必要な書類を添付して提出します。

#### 【申請書、添付書類の書き方】

- 「換価の猶予申請書」の書き方 ⇒ 6～8ページを参照してください。
- 「徴収の猶予申請書」の書き方 ⇒ 25～28ページを参照してください。
- 「財産収支状況書」の書き方 ⇒ 9～12ページを参照してください。
- 「財産目録」の書き方 ⇒ 13～16ページを参照してください。
- 「収支の明細書」の書き方 ⇒ 17～22ページを参照してください。



### 手順3 提出された申請書の審査 ⇒ 4～5ページ

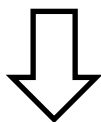
市役所では、提出された申請書及び添付書類の内容を確認し、猶予の許可・不許可や、猶予を許可する金額・期間などについて審査を行います。

なお、申請書等の記載に不備がある場合は、一定期間内に補正していただく必要があります。

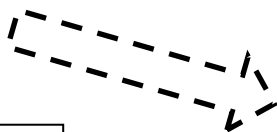


○猶予が許可された場合 ⇒ 4ページ  
・猶予が許可された場合は、市役所から「猶予許可通知書」が送付されますので、その通知書に記載された分割納付計画のとおり納付してください。

×不許可となる場合 ⇒ 4ページ  
・要件に満たない場合など一定の場合には、猶予が許可されないことがあります。この場合は境港市から「猶予不許可通知書」が送付されます。



○完納  
・本税の全額が納付された場合は、延滞金の全部又は一部が免除されます。



△猶予の取消し等 ⇒ 5ページ  
・要件に満たない場合など一定の場合には、猶予が取り消されたり、猶予期間が短縮されることがあります。なお、やむを得ない事情がある場合には、分割納付計画の変更や猶予期間の延長が認められることがあります。

## I 換価の猶予について

### 1 申請ができる場合

次の①から⑤に掲げる要件の全てに該当する場合は、換価の猶予を受けることができます。  
なお、申請による換価の猶予を受けることができる市税は、平28年4月1日以後に納期限が到来する市税に限られます。

- ① 市税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあること（\*1）
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること（\*2）
- ③ 納付すべき市税の納期限から6か月以内に「換価の猶予申請書」が提出されていること
- ④ 納付を困難とする金額があること
- ⑤ 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること（\*3）

\*1 「事業の継続を困難にするおそれがある」とは、事業に不要不急の資産を処分するなど、事業経営の合理化を行った後においても、なお市税を一時に納付することにより、事業を休止又は廃止させるおそれがある場合をいいます。

また、「生活の維持を困難にするおそれがある」とは、市税を一時に納付することにより、必要最低限の生活費程度の収入が確保できなくなる場合をいいます。

\*2 「納税について誠実な意思を有すると認められる」とは、納税者が市税を優先的に納付する意思を有していると市長が認めることができることをいいます。

#### 【「納税について誠実な意思」の判定】

- ・市税の早期完納に向けた経費の節約、借入金の返済額の減額、納税資金の調達等の努力が適切になされているかどうかにより判断します。

\*3 次の①から③のいずれかに該当する場合には、担保を提供する必要はありません。

- ① 猶予を受ける金額（未確定の延滞金を含みます。）が100万円以下である場合
- ② 猶予を受ける期間が3か月以内である場合
- ③ 担保を提供することができない特別の事情（地方税法により担保として提供することができることとされている種類の財産（⇒7ページ）を所有していないなど）がある場合

### 2 猶予期間

換価の猶予を受けることができる期間は、1年（\*）の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く市税を完納することができるものと認められる期間に限られます。

なお、換価の猶予を受けた市税は、原則として猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

\* 換価の猶予を受けた後、猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、当初の猶予期間が終了する前に市役所に申請することにより、当初の猶予期間と合わせて最長2年以内の範囲で猶予期間の延長が認められます。

### 3 申請のための書類

換価の猶予の申請をする場合は、次の書類を市役所に提出してください。

#### (1) 猶予の審査のために必要となる書類

猶予を受けようとする金額が100万円（未確定の延滞金は含みません）以下の場合	猶予を受けようとする金額100万円（未確定の延滞金は含みません）を超える場合
○「換価の猶予申請書」 （書き方 ⇒ 6～8 ページ） ○「財産収支状況書」 （書き方 ⇒ 9～12 ページ）	○「換価の猶予申請書」 （書き方 ⇒ 6～8 ページ） ○「財産目録」 （書き方 ⇒ 13～16 ページ） ○「収支の明細書」 （書き方 ⇒ 17～22 ページ）

#### (2) 担保の提供に関する書類

担保を提供する必要がある場合は、「担保提供書」や抵当権の設定のための書類（不動産等を担保とする場合）などを提出する必要がありますので、詳しくは市役所にお尋ねください。

なお、担保を提供する必要がある場合（⇒3 ページの\*3）には、提出は不要です。

### 4 提出された申請書等の審査

市役所では、必要な書類が提出されているか、必要な事項が記載されているかを確認し、換価の猶予の許可・不許可、猶予を許可する金額、期間などの審査を行います。

#### (1) 申請書等の補正

申請にあたって必要となる書類が提出されていない場合や、書類の記載に不備がある場合は、電話等により補正をお願いする場合があります。

なお、市役所から「補正通知書」が送付された場合は、「補正通知書」の送付を受けた日の翌日から起算して20日以内に補正されないときは、猶予の申請を取り下げたものとみなされますので、ご注意ください。

#### (2) 申請内容の審査

市役所の職員が、申請者に対して、申請書や添付書類に記載された内容について質問をしたり、帳簿書類等を確認させていただくことがあります。

※ 換価の猶予の申請があった場合、又は換価の猶予が許可された場合であっても、その猶予を受けようとする市税について督促状がまだ送付されていないときには、督促状が申請者に送付されますのでご了承ください。

### 5 猶予が許可された場合

換価の猶予が許可された場合には、「換価の猶予許可通知書」が申請者に送付されますので、その通知書に記載された分割納付計画のとおり、猶予を受けている市税を納付してください。

なお、市役所での審査の結果により、①申請書に記載された猶予を受けようとする金額の一部についてのみ許可される場合、②猶予を受けようとする期間よりも短い猶予期間により許可される場合、又は③申請書に記載された分割納付計画と異なる内容の分割納付計画により許可される場合があります。この許可に対して不服がある場合は、所定の期間内に限り不服申立てをすることができます。

### 6 不許可となる場合

次のいずれかに該当するときは、換価の猶予を許可することができません。

なお、猶予の不許可に不服がある場合は、所定の期間内に限り不服申立てをすることができます。

① 猶予の要件（3 ページの1の①～⑤）に該当しないとき

- ② 申請者について強制換価手続（\*1）が開始されたとき、法人である申請者が解散したとき、申請者が市税の滞納処分の執行を免れたと認められるときなどにおいて、猶予を受けようとする市税を猶予期間内に完納することができないと認められるとき
- ③ 申請者が、猶予の審査をするために境港市の職員が行う質問に対して回答せず、又は帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（\*2）
- ④ 不当な目的で猶予の申請がされたとき、その他その申請が誠実にされたものでないとき（\*3）

\*1 「強制換価手続」とは、滞納処分、強制執行、破産手続などをいいます。

\*2 「帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき」とは、具体的には、言動や行動で検査を承諾しない場合、検査に障害を与える場合、検査の対象から免れる場合などが該当します。

\*3 「申請が誠実にされたものでないとき」とは、猶予の申請が不許可又はみなし取り下げとなった後に、同一の市税について再度猶予の申請がされたとき（新たな猶予該当事実（23 ページの1の①のイ～ホ）が生じたことにより徴収の猶予を申請する場合などを除きます。）などが該当します。

## 7 猶予の取消し又は猶予期間の短縮

換価の猶予が許可された後に、次のいずれかに該当することとなったときは、猶予が取り消されたり、猶予期間が短縮されることがあります。

なお、猶予の取消し又は猶予期間の短縮を受けたことに不服がある場合は、所定の期間内に限り不服申立てをすることができます。

- ① 猶予を受けている者について、「6 不許可となる場合」（⇒4～5 ページ）の②と同様の事情がある場合で、猶予を受けている市税を猶予期間内に完納することができないと認められるとき
- ② 猶予を受けている市税を「換価の猶予許可通知書」により通知された分割納付計画のとおり納付しないとき（\*）
- ③ 市長が行った担保の変更等の命令に応じないとき
- ④ 偽りその他不正な手段により猶予の申請がなされ、その申請に基づき猶予が許可されたことが判明したとき
- ⑤ 財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるとき

\* 猶予をしたときにおいて予見できなかった事実（猶予を受けている者の責めに帰することができない事実に限ります。）が発生した場合など、やむを得ない理由がある場合を除きます。

やむを得ない理由がある場合は、市役所へご相談ください。

「換価の猶予申請書」の書き方

猶予を受けようとする金額が100万円以下の場合には、「財産収支状況書」(⇒9 ページ)を「換価の猶予申請書」に添付して提出する必要があります。

猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合には、「財産収支状況書」に代えて「財産目録」(⇒13 ページ)及び「収支の明細書」(⇒17~18 ページ)を添付して提出する必要があります。

平成28年8月11日

申請書を提出する日を記載してください。



換 価 の 猶 予 申 請 書

境港市長 様

申請者

住所(所在地) 〒684-0000 境港市〇〇町△△△番地

氏名(名称) 税務建設株式会社

代表取締役 税務 三郎

電話番号 0859 (〇〇) △△△△ 携帯電話〇〇〇 (△△△△)

税務建設株式会社

換価の猶予の申請をするときに、既に納期が到来しているもので、未納となっている市税を全て記載します。

次のとおり換価の猶予(延長)を申請します。

年度	税目	期別	納期限	税額(円)	督促手数料(円)	延滞金(円)	合計(円)	換価の猶予を受けようとするものに〇印
28	法人住民税	1	28.5.31	510,000	80	要	510,080+要	○
28	固定資産税	1	28.5.31	60,000	80	要	60,080+要	○
28	固定資産税	2	28.8.1	60,000	0	要	60,000+要	○

1 納付すべき市税のうち、換価の猶予を受けようとする金額 **450,160+要**

2 一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

A 建築株式会社からの下請けで住宅家屋の建設を行っているが、単価の引き下げ等により売上は前年度に比べ65%まで落ち込んでおり、仕入先であるE株式会社への支払も遅れがちなためである。  
 A 建築株式会社からの入金金をすべて市税の納付に充てた場合には、E株式会社に対する支払いができず、今後、材料を仕入れることができなくなると事業の継続が困難となる。

猶予期間 平成28年8月11日から平成29年1月31日

分割納付計画	回	納付年月日	納付金額	回	納付年月日	納付金額
	1	28.8.31	85,080円	7	...	円
2	28.9.30	65,000円	8			
3	28.10.31	85,000円	9			
4	28.11.30	135,080円	10			
5	28.12.31	25,000円	11			
6	29.1.31	55,000円+延滞金	12			

「財産収支状況書(⇒9 ページ)」の「4 分割納付計画」欄から転記します。  
 ※猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合には、「収支の明細書」(⇒18 ページ)の「7 分割納付年月日及び分割納付金額」欄の「納付年月日」欄及び「⑤分割納付金額」欄から転記します。

3 担保 有 無 担保財産の詳細又は担保を提供できない特別の事情

添付する書類 財産目録 収支の明細書 財産収支状況書  
担保関係書類

「猶予期間の開始日」から「納付計画の最終日」及びその期間を記載します。  
 ※「猶予期間の開始日」とは、通常は申請書を提出する日です。ただし、納付すべき市税の納期限以前にこの申請書を提出する場合は、納付すべき市税の納期限の翌日を「猶予期間の開始日」とします。

申請書に添付する書類にチェックをつけます。

1 「納付すべき市税のうち、換価の猶予を受けようとする金額」欄  
 「納付すべき市税」の合計額から、「財産収支状況書」(⇒9 ページ)の「2 現在納付可能資金額」欄の「現在納付可能資金額」を差し引いた金額を記載します。

※ 猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合には、「財産目録」(⇒13 ページ)の「3 現在納付可能資金額」欄で「③現在納付可能資金額(①－②)」を差し引いた金額を記載します。

【記載例】

630,000 円	－	180,000 円	＝	450,000 円(A)
(納付すべき市税の合計額)		「現在納付可能資金額」が 180,000 円の場合		(換価の猶予を受けようとする金額)

2 「一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細」欄  
 市税を一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情を、具体的に記載します。

【記載例】

個人事業で運送業を営んでいるが、取引先の1つであったC株式会社の事業縮小のため、C株式会社との契約が昨年11月をもって終了することとなった。  
 C株式会社との取引は、売上の約30%を占めていたため、資金繰りが急速に悪化した。現在は、事業に係る経費や生活費を節約するほか、家賃の安い住居に転居することにより、燃料費等の事業資金や生活費を捻出している状況である。  
 今月の入金額を全て市税の納付に充てた場合には、事業資金の支払だけでなく、生活費の捻出も厳しくなり、生活の維持が困難となる。

3 「担保」欄  
 猶予を受けるに当たり、担保を提供する必要がある場合には「□有」に、担保を提供する必要がない場合には「□無」にチェック(☑)を付けます。

猶予を受けようとする場合には、原則として担保を提供することが必要です。ただし、次の①から③のいずれかに該当する場合には、担保を提供する必要がありませんので、「□無」にチェック(☑)を付けます。

- ① 猶予を受ける金額(未確定の延滞金を含みます。)が100万円以下である場合
- ② 猶予を受ける期間が3か月以内である場合
- ③ 担保を提供することができない特別の事情(地方税法により担保として提供することができるとされている種類の財産を所有していないなど)がある場合

「担保財産の詳細又は提供できない特別の事情」欄

・担保として提供する財産の種類、数量、価額及び所在等を記載します。  
 ※上記①又は②に該当する場合には、この欄には「－」と記載します。  
 上記③に該当する場合には、その担保を提供することができない特別の事情を記載します。

【記載例】

(不動産を担保として提供する場合)

担 保	☑有  □無	担保財産の詳細又は担保を提供できない特別の事情	種別:土地、地目:宅地、地積:120 m <sup>2</sup> 所有者:○○ ○○ 所在地:○○市○○町○○番地
-----	--------------	-------------------------	--

(保証人の保証を担保として提供する場合)

担 保	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	担保財産の詳細又は担保を提供できない特別の事情	保証人の氏名:○○ ○○ 保証人の住所:○○市○○町○○番地
-----	---	-------------------------	-----------------------------------

(担保を提供することができない特別の事情がある場合)

担 保	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	担保財産の詳細又は担保を提供できない特別の事情	担保として提供できる種類の財産を所有していないため。
-----	---	-------------------------	----------------------------

**【担保として提供できる財産の種類】**

地方税法により担保として提供できるとされている財産の種類は、次の財産の中からもなるべく処分の容易なもので、価額の変動のおそれが少ないものを選択してください。

- 1 国債及び地方債
- 2 市長が確実に認める社債その他の有価証券
- 3 土地
- 4 建物、立木及び登記・登録されている船舶、飛行機、回転航空機、自動車、建設機械で保険に付したもの
- 5 鉄道財団、工場財団、鉱業財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団及び観光施設財団
- 6 市長が確実に認める保証人の保証



# 「財産収支状況書」の書き方

「財産収支状況書」は、猶予を受けようとする金額が100万円以下の場合に、「換価の猶予申請書」又は「徴収の猶予申請書」に添付して提出する必要があります。

ここでは、6 ページの記載例の「換価の猶予申請書」に添付して提出する「財産収支状況書」の記載例を基に、書き方を説明しています。

平成 28 年 8 月 11 日



## 財産収支状況書

申請書を提出する日を記載してください。

### 1 住所・氏名等

住所所在地	境港市〇〇町△△△番地	氏名称	税務建設株式会社 代表取締役 税務 三郎
-------	-------------	-----	----------------------

### 2 現在納可能資金額

※この金額は直ちに納付に充てることができる金額です。

現金及び預貯金等	預貯金等の種類	預貯金等の額	納付可能金額	納付に充てられない事情
現金		80,000 円	80,000 円	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他 [ ]
〇〇銀行 △△支店	普通	70,000 円	0 円	<input checked="" type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他 [ ]
××信用金庫△△支店	当座	120,000 円	0 円	<input checked="" type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他 [ ]
株式会社〇〇 株式	—	100,000 円	100,000 円	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他 [ ]
現在納付可能資金額			180,000 円	

### 3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額 (月額)

区 分	見 込 金 額
収入	
売上、給与、報酬	1,530,000 円
その他 ( )	円
① 収入合計	1,530,000 円
支出	
仕入	760,000 円
給与、役員給与	420,000 円
光熱水費	30,000 円
家賃	70,000 円
諸経費	70,000 円
借入返済	95,000 円
生活費 (扶養親族 人)	
② 支出合計	1,445,000 円
③ 納付可能基準額 (①-②)	85,000 円

### 4 分割納付計画

月	分割納付金額	備 考
8 月	85,080 円	
9 月	65,000 円	自動車税の納付(20,000 円)
10 月	85,000 円	
11 月	135,080 円	貸付金の回収(50,000 円)
12 月	25,000 円	固定資産税第 4 期分を納付(60,000 円)
1 月	55,000 + 延滞金 円	
月	円	
月	円	
月	円	
月	円	
月	円	
備考		

### 5 財産等の状況

#### (1) 売掛金・貸付金等の状況

売掛先等の名称・住所	売掛金等の額	回収予定日	種類	回収方法
A 建設株式会社 境港市△△町×××	500,000 円	平成 28. 8.25	売掛金	振込み
有限会社〇〇工務店 境港市△△町×××	180,000 円	平成 28. 9.10	売掛金	小切手
株式会社△△ホーム 〇〇市△△町×××	50,000 円	平成 28. 11.25	売掛金	現金

#### (2) その他の財産の状況

不動産等	資材置き場用土地(境港市△△町×××)	国債・株式等	上場株式(株式会社〇〇〇)100 株
車 両	業務用車両 1 台(鳥取 570 あ〇〇〇〇)	その他(保険等)	〇〇生命保険

#### (3) 借入金・買掛金の状況

借入先等の名称	借入金等の金額	月額返済額	返済終了(支払)年月	追加借入の可否	担保提供財産等
〇〇リース	800,000 円	15,000 円	平成 33 年 3 月	可・否	
〇〇銀行△△支店	9,600,000 円	80,000 円	平成 38 年 5 月	可・否	資材置き場用土地(境港市△△町×××)

「③納付可能基準額(①-②)」に記載した金額を記載します。ただし、臨時的な収入又は支出がある月において、納付可能基準額よりも増額又は減額した金額により納付する場合には、その増額または減額した金額を記載します。

※各欄に記載しきれない場合は、適宜の用紙に記載して提出してください。

1

## 「2 現在納付可能資金額」欄

この欄では、申請書を提出する日現在において、直ちに納付することができる金額を計算します。

① 現金及び預貯金等	② 預貯金等の種類	③ 預貯金等の額	④ 納付可能金額	⑤ 納付に充てられない事情
現金		80,000円	80,000円	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他 [ ]
〇〇銀行 △△支店	普通	70,000円	0円	<input checked="" type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他 [ ]
××信用金庫△△支店	当座	120,000円	0円	<input checked="" type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他 [ ]
株式会社〇〇 株式	—	100,000円	100,000円	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他 [ ]
⑥ 現在納付可能資金額			180,000円	

- ① 「現金及び預貯金等」欄に、申請書を提出する日現在の預貯金等がある金融機関等の名称・支店名、上場株式などの売却が容易な財産の名称・数量を記載します。
- ② 「預貯金等の種類」欄には、預貯金について、普通、当座、定期、貯蓄等の種類を記載します。
- ③ 「預貯金等の額」欄には、申請書を提出する日現在の自宅や事務所等に保管している手持ち現金の金額及び預貯金等の金額を記載します。
- ④ 「納付可能金額」欄には、納付することができる金額を記載します。
- ⑤ 「納付に充てられない事情」欄には、預貯金等の額のうち、納付できない事情がある場合に、当てはまる事情にチェック（）を付けます。
- 「運転資金」には、申請書を提出する日からおおむね1か月以内（以下「計算期間」といいます。）（\*）の事業に係る支出（下記②ロ①）に充てる必要があるときにチェックを付けます。
- 「生活費」には、納税者が個人である場合で、計算期間（\*）に支出する生活費（下記②ロ②）に充てる必要があるときにチェックを付けます。
- 「その他」にチェックを付けた場合には、その事情 [ ] 内に具体的に記載します。

\* 申請書を提出する日から1か月以内において、最も資金手当てが必要になる日までの期間とすることができます。

なお、納税者が収入などの状況により、計算期間を超える期間のために資金手当てをしておかなければ事業の継続又は生活の維持が困難となるときは、その所要資金の額も対象とすることができます。

- ⑥ 「現在納付可能資金額」欄には、「納付可能金額」欄の合計額を記載します。
- 「現在納付可能資金額」欄の金額は、直ちに納付に充てることのできる金額であるため、できるだけ速やかに納付してください。
- なお、納付がない場合は、猶予が不許可となることがありますので、ご注意ください。

2

## 「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」欄

猶予期間中における月単位の平均的な収入及び支出の見込金額を記載します。

この欄で計算した「③納付可能基準額（①－②）」を基に「4 分割納付計画」欄を記載します。

### イ 「収入」欄

売上収入その他の経常的な収入を全て記載します。（納税者が個人の場合には、給与収入や報酬を含めて記載します。）

### ロ 「支出」欄

#### ① 事業に係る支出

仕入、給与・役員給与（人件費）、家賃等、諸経費、借入返済その他の支出を記載します。

なお、これらの支出は、事業の継続のために真に必要と認められるものに限られるため、例えば、次に掲げるようなものは認められないことに留意してください。

- ・ 不要不急の財産の取得のために支出。
- ・ 期限の定めのない債務の弁済のための支出。

#### ② 生活費（納税者が個人の場合のみ）

納税者及び納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の生活費として、次のA又はBの

いずれかの方法により計算した金額を記載します。

なお、納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の中に生活費を負担している人がいる場合には、その人の負担額を次のA又はBのいずれかの方法により計算した金額から減算します。

- A 納税者及び納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の生活費として、①納税者本人につき 100,000 円、②生計を一にする配偶者その他の親族 1 人につき 45,000 円、③手取り額（\*）から①及び②を差し引いた金額の 100 分の 20 に相当する金額（又は①及び②の合計額の 2 倍に相当する額のいずれか少ない金額）の合計額（以下「基準額」といいます。）。

なお、納税者及び納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の年齢、所有資産、健康状態などの事情を勘案して、養育費、教育費、治療費など生活の維持のために必要不可欠な支出として、基準額を超える金額の生活費を見込む必要がある場合には、必要最低限の所要資金の額を基準額に加算することができます。

\* 「手取り額」とは、給与所得者については、直近の 1 か月分の給与収入から源泉所得税、地方税及び社会保険料等を控除した金額、個人事業者及び不動産所得者のうち青色申告者については、直近の年分の確定申告における青色申告決算書における青色申告特別控除前の所得金額、白色申告者については、直近の年分の確定申告における収支内訳書における専従者控除前の所得金額に相当する計算期間における額をいいます。

なお、複数の所得がある場合は、それぞれの所得金額について計算した額の合計です。

- B 実際に支払った食費、家賃、水道光熱費などの金額を具体的に把握している場合は、それらの金額のうち、生活費として通常必要と認められる金額を積算した金額。

≪【備考】欄の記載例≫（Aの方法により計算した場合）

（給与収入（手取り額）35 万円、4 人家族（納税者本人、妻、子供 2 人）の場合）

・納税者は、妻及び子 2 人を扶養しているが、妻にはパートによる給与収入が月 5 万円程度ある。

・また、納税者は病気のため定期的に病院に通院しており、月に 15,000 円程度の医療費を支払っている。

$$\begin{array}{rcl} 100,000 \text{ 円} \textcircled{1} & + & (45,000 \text{ 円} \times 3 \text{ 人}) \textcircled{2} \\ \text{(納税者本人の生活費)} & & \text{(納税者と生活を一にする親族の生活費)} \end{array} = 235,000 \text{ 円 (a)}$$

$$235,000 \text{ 円 (a)} + \{ (350,000 \text{ 円} - 235,000 \text{ 円 (a)}) \times 20/100 \} \textcircled{3} = 258,000 \text{ 円}$$

(手取り額)  (基準額)

$$\begin{array}{rcl} 258,000 \text{ 円} & + & 15,000 \text{ 円} & - & 50,000 \text{ 円} & = & \boxed{223,000 \text{ 円}} \\ \text{(基準額)} & & \text{(医療費)} & & \text{(妻の給与収入)} & & \text{(生活費)} \end{array}$$

※ 生活費をAの方法により計算した場合には、上記の記載例のように、基準額を求める計算式のほか、基準額に加算又は減算するものがある場合に、その理由を「備考」欄に記載します。

Bの方法により計算した場合には、その積算した食費、家賃、水道光熱費などの金額の内訳を「備考」欄に具体的に記載します。

3

#### 「4 分割納付計画」欄

この欄には、「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」欄の「③納付可能基準額（①－②）」を基に具体的な納付計画を記載します。この欄に記載した納付計画は、申請書（⇒6 ページ）の「納付計画」欄に転記します。

イ 「月」欄

猶予期間中の全ての月を記載します。

ロ 「分割納付金額」欄

猶予期間中の各月における納付金額は、「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」欄の「③納付可能基準額（①－②）」に記載した金額とします。ただし、臨時的

な収入又は支出がある月において、納付可能基準額よりも増額又は減額した金額により納付する場合には、その増額又は減額した金額を記載します。

ハ 「備考」欄

「分割納付金額」欄の金額を納付可能基準額よりも増額又は減額した金額としている月について、その増額又は減額した理由を記載します。

《記載例》

<p>(臨時的な収入)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不動産の売却による収入(〇〇円)のため。</li> <li>・借入による入金(〇〇円)のため。</li> <li>・貸付金の回収による入金(〇〇円)のため。</li> </ul>	<p>(臨時的な支出)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製造用機械の買替えによる支出(〇〇円)のため。</li> <li>・家屋の修繕費(〇〇円)の支出のため。</li> <li>・〇〇税の納付(〇〇円)のため。</li> </ul>
---	---

4

「5 財産等の状況」欄

イ 「(1) 売掛金・貸付金等の状況」欄

売掛金・貸付金等について、売掛先等の名称、住所、金額、回収予定日(手形の場合は支払期日)、種類及び回収方法を記載します。

売掛先等の名称・住所		売掛金等の額	回収予定日	① 種類	② 回収方法
A建設株式会社	境港市△△町×××	500,000円	平成28. 8.25	売掛金	振込み
有限会社〇〇工務店	境港市△△町×××	180,000円	平成28. 9.10	売掛金	小切手
株式会社△△ホーム	〇〇市△△町×××	50,000円	平成28. 11.25	売掛金	現金

- ① 「種類」欄には、売掛金、貸付金、未収金等の種類を記載します。
- ② 「回収方法」欄には、現金、振込み、手形、小切手等の回収方法を記載します。

ロ 「(2) その他の財産の状況」欄

不動産、国債、株式等の有価証券及び車両など、所有している財産の種類、数量、所在地等を記載します。

また、「その他(保険等)」欄には、敷金、保証金、保険等の財産を記載します。

なお、速やかに売却して納付に充てることができるものとして、**1**「2 現在納付可能資金額」欄に記載した財産については、この欄に記載する必要はありません。

不動産等	資材置き場用土地(境港市△△町×××)	国債・株式等	上場株式(株式会社〇〇〇)100株
車両	業務用車両1台(鳥取570あ〇〇〇〇)	その他(保険等)	〇〇生命保険

ハ 「(3) 借入金・買掛金の状況」欄

借入先等の名称、借入総額、月額返済額、返済終了(支払)年月、追加借入の可否及び担保提供財産等を記載します。

借入先等の名称	借入金等の金額	① 月額返済額	② 返済終了(支払)年月	③ 追加借入の可否	④ 担保提供財産等
〇〇リース	800,000円	15,000円	平成33年 3月	可・ <b>否</b>	
〇〇銀行△△支店	9,600,000円	80,000円	平成38年 5月	可・ <b>否</b>	資材置き場用土地(境港市△△町×××)

- ① 「月額返済額」欄には、毎月の平均的な返済額を記載します。
- ② 「返済終了(支払)年月」欄には、借入金の返済が終了する、又は買掛金等を支払う年月を記載します。
- ③ 「追加借入の可否」欄には、借入の枠が残っているなど、追加借入ができる場合は「可」に、できない場合は「否」に○印を付けます。
- ④ 「担保提供財産等」欄には、借入等のために抵当権を設定しているものなど、担保として提供している財産等を記載します。

# 「財産目録」の書き方

「財産目録」は、猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合に「換価の猶予申請書」又は「徴収の猶予申請書」に添付して提出する必要があります。

申請書を提出する日を記載してください。

平成28年6月15日

受付印

## 財産目録

### 1 住所・氏名等

住所所在地	境港市〇〇町〇〇〇番地	氏名称	財務電子機器株式会社 代表取締役 甲野 一郎
-------	-------------	-----	---------------------------

### 2 財産状況

#### (1) 預貯金等の状況

金融機関等の名称	預貯金等の種類	預貯金等の額	金融機関等の名称	預貯金等の種類	預貯金等の額
1 手持り現金	現金	500,000円	B信用金庫△△支店	当座	150,000円
A銀行〇〇支店	普通	150,000円			円
A銀行〇〇支店	当座	500,000円			円
預貯金等合計(A)					1,300,000円

#### (2) 売掛金、貸付金等の状況

売掛先等の名称・住所	種類	回収予定日	回収方法	売掛金等の額
2 A機器(株) 〇〇市△△町	売掛金	平成28.7.10	振込み	1,800,000円
(株)B電子工業 〇〇市▽▽町	売掛金	平成28.7.15	手形	1,200,000円
C精密機械工業(株) 〇〇市▽▽町	売掛金	平成28.7.25	振込み	1,500,000円
Dエレクトロニクス(株) ◇◇市◎◎町	貸付金	平成28.12.20	振込み	200,000円

#### (3) その他の財産の状況

財産の種類	担保等	直ちに納付に充てられる金額
3 国債・株式等 (株)〇〇 株式200株	<input type="checkbox"/>	200,000円
不動産等 土地・建物(〇〇市△△△町)	<input checked="" type="checkbox"/>	0円
車両 事業用車両3台	<input type="checkbox"/>	0円
その他 営業所敷金(1,000,000円)、〇〇生命保険、A銀行〇〇支店定期預金(400,000円)	<input checked="" type="checkbox"/>	0円
合計(B)		200,000円

#### (4) 借入金・買掛金の状況

借入先等の名称	借入金等の金額	月額返済額	返済終了年月	追加借入の可否	担保提供財産等
4 A銀行〇〇支店	15,000,000円	350,000円	平成32年3月	可・ <input checked="" type="checkbox"/> 否	工場の土地、建物
B信用金庫△△支店	1,800,000円	100,000円	平成29年5月	可・ <input checked="" type="checkbox"/> 否	
				可・否	

### 3 現在納付可能資金額

5	①当座資金額((A)+(B))	②当面の必要資金額((C))	③現在納付可能資金額(①-②)
	1,500,000円	1,000,000円	500,000円

#### 「②当面の必要資金額」の内容

項目	金額	内容
支出見込	5,500,000円	仕入代金1,500,000円+給与850,000円+役員給与650,000円+工場修繕費1,500,000円+借入金返済450,000円+諸経費348,000円+社会保険料等202,000円
生活費(個人の場合のみ)	円	【扶養親族 人】
収入見込	4,500,000円	事業収入(取引先3社からの売掛金回収) A機器(株)〈〇〇市△△町〉、(株)B電子工業〈〇〇市△△町〉、C精密機械工業(株)〈〇〇市△△町〉
(支出見込) - (収入見込) ((C))	1,000,000円	マイナスになった場合は、0円

※この金額は直ちに納付に充てることができる金額です。

※各欄に記載しきれない場合には、適宜の用紙に記載して提出してください。

## 「2 財産の状況」欄

この欄には、申請書を提出する日現在における財産の状況を記載します。

①			②		
1 「(1) 預貯金等の状況」欄					
金融機関等の名称	預貯金等の種類	預貯金等の額	金融機関等の名称	預貯金等の種類	預貯金等の額
手持ち現金	現金	500,000 円	B信用金庫△△支店	当座	150,000 円
A銀行〇〇支店	普通	150,000 円			
A銀行〇〇支店	当座	500,000 円			
③ 預貯金等合計(A)					1,300,000 円

②

- ① 申請書を提出する日現在の、自宅や事務所等に保管している手持ち現金の額を記載します。
  - ② 預貯金等については、金融機関等の名称及び支店名、預貯金等の種類の別(普通、当座、定期、貯蓄など)及びその金額を記載します。
  - ③ 手持ち現金及び預貯金等の額の合計を「預貯金等合計(A)」欄に記載します。
- ※ 預貯金等のうち、借入の担保になっているものについては、「(3) その他の財産の状況」欄の「その他財産」欄に記載します。

2 「(2) 売掛金・貸付金等の状況」欄					
売掛先等の名称・住所		種類	回収予定日	回収方法	売掛金等の額
A機器(株)	〇〇市△△町	売掛金	平成 28. 7. 10	振込み	1,800,000 円
(株)B電子工業	□□市▽▽町	売掛金	平成 28. 7. 15	手形	1,200,000 円
C精密機械工業(株)	□□市▽▽町	売掛金	平成 28. 7. 25	振込み	1,500,000 円
Dエレクトロニクス(株)	◇◇市◎◎町	貸付金	平成 28. 12. 20	振込み	200,000 円

- ① 「種類」欄には、売掛金、貸付金、未収金等の種類を記載します。
- ② 「回収方法」欄には、現金、振込み、手形、小切手等の回収方法を記載します。

3 「(3) その他の財産の状況」欄			②	③
④ 財産の種類		担保等	直ちに納付に充てられる金額	
国債・株式等	(株)〇〇 株式 200 株	<input type="checkbox"/>	200,000 円	
不動産等	土地・建物(〇〇市△△△町)	<input checked="" type="checkbox"/>	0 円	
車両	事業用車両 3 台	<input type="checkbox"/>	0 円	
その他	営業所敷金(1,000,000 円)、〇〇生命保険、A銀行〇〇支店定期預金(400,000 円)	<input checked="" type="checkbox"/>	0 円	
合計(B)			200,000 円	

- ① 国債・株式等の有価証券、不動産等、車両など所有している財産をそれぞれの欄ごとに具体的に記載します。また、「その他財産」欄には、敷金、保証金、保険等のほか、預貯金等のうち、借入の担保になっているものを記載します。1 「(1) 預貯金等の状況」欄に記載した財産は、記載する必要はありません。
- ② 「担保等」欄には、記載した財産に抵当権等の担保権が設定されている場合にチェック  を付けます。
- ③ 「直ちに納付に充てられる金額」欄には、記載した財産のうち、現金化することが容易で、直ちに納付に充てられる財産の金額を記載し、その合計金額を「合計(B)」欄に記載します。

4 「(4) 借入金・買掛金の状況」欄	
(⇒12 ページ「5 財産等の状況」欄のハ「(3) 借入金・買掛金の状況」欄をご覧ください。)	

## 「3 現在納付可能資金額」欄

## イ 「①当座資金額 ((A) + (B))」欄

次の金額の合計額を記載します。

(イ) ① 「(1) 預貯金等の状況」欄の「預貯金等合計(A)」欄の金額

(ロ) ③ 「(3) その他の財産の状況」欄の「合計(B)」欄の金額

## ロ 「②当面の必要資金額 ((C))」欄

次の「②当面の必要資金額」の内容欄において計算した金額を記載します。

項目	金額	内容
支出見込	事業支出	5,500,000 円
	生活費 (個人の場合のみ)	円
収入見込	4,500,000 円	仕入代金 1,500,000 円 + 給与 850,000 円 + 役員給与 650,000 円 + 工場修繕費 1,500,000 円 + 借入金返済 450,000 円 + 諸経費 348,000 円 + 社会保険料等 202,000 円
(支出見込) - (収入見込) ((C))	1,000,000 円	【扶養親族 人】 事業収入(取引先3社からの売掛金回収) A機器(株)(〇〇市△△町)、(株)B電子工業(〇〇市△△町)、C精密機械工業(株)(〇〇市△△町) マイナスになった場合は、0円

## (イ) 「事業支出」欄

申請書を提出する日からおおむね1か月以内(以下「計算期間」といいます。)(※1)に支出する事業の継続のために必要不可欠な金額(※2)及びその主な内容を記載します。(⇒10ページの「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額(月額)」欄のロ「支出」欄の「①事業に係る支出」をご覧ください。)

※ 納税者が給与所得者、年金所得者などの事業を行っていない個人である場合は、この欄の金額は0円となります。

- \*1 申請書を提出する日から1か月以内において、最も資金の手当てが必要になる日までの期間とすることができます。
- \*2 計算期間を超える期間における支出であっても、そのために資金の手当てをしておかなければその事業を継続することができなくなるような支出については、必要最小限度の範囲内でこの欄の金額に含めることができます。

## (ロ) 「生活費」欄(納税者が個人の場合のみ)

計算期間に支出する納税者及び納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の生活費として、次のA又はBのいずれかの方法により計算した金額(※1、2)を記載します。

A 納税者及び納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の生活費として、①納税者本人につき100,000円、②生計を一にする配偶者その他の親族1人につき45,000円、③手取り額(※3)から①及び②を差し引いた金額の100分の20に相当する金額(又は①及び②の合計額の2倍に相当する額のいずれか少ない金額)の合計額(以下「基準額」といいます。)。なお、納税者及び納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の年齢、所有資産、健康状態などの事情を勘案して、養育費、教育費、治療費など生活の維持のために必要不可欠な支出として、基準額を超える金額の生活費を見込む必要がある場合には、必要最低限の所要資金の額を基準額に加算することができます。

B 実際に支払った食費、家賃、水道光熱費などの金額を具体的に把握している場合は、それらの金額のうち、生活費として通常必要と認められる金額を積算した金額。





# 「収支の明細書」の書き方

収支の明細書は、猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合に、「換価の猶予申請書」又は「徴収の猶予申請書」に添付して提出する必要があります。



申請書を提出する日を記載してください。

平成28年6月15日

## 収支の明細書

### 1 住所・氏名等

住所所在地	境港市〇〇町〇〇〇番地	氏名称	財務電子機器株式会社 代表取締役 甲野 一郎
-------	-------------	-----	---------------------------

### 2 直前1年間における各月の収入及び支出の状況

年 月	①総収入金額	②総支出金額	③差額(①-②)	備 考
平成27年6月	4,900,000円	4,215,000円	685,000円	
平成27年7月	4,750,000円	4,162,000円	588,000円	
平成27年8月	4,600,000円	4,110,000円	490,000円	
平成27年9月	5,100,000円	4,285,000円	815,000円	事業用車両の売却代金として30万円の臨時的な収入があったため。
平成27年10月	4,800,000円	4,180,000円	620,000円	
平成27年11月	4,300,000円	4,005,000円	295,000円	
平成28年12月	4,400,000円	4,040,000円	360,000円	
平成28年1月	3,800,000円	5,830,000円	▲2,030,000円	製造用機械の故障による修繕費として300万円の臨時的な支出があったため。
平成28年2月	3,300,000円	3,200,000円	100,000円	工場施設内の電気設備の定期点検費用として20万円の臨時的支出があったため。
平成28年3月	4,650,000円	4,130,000円	520,000円	
平成28年4月	3,950,000円	3,883,000円	67,000円	事業用車両3台分の車検費用として35万円の臨時的な支出があったため。
平成28年5月	4,250,000円	3,980,000円	270,000円	

### 3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額(月額)

区 分		見込金額	区 分		見込金額
収 入	売上	4,500,000円	支 出	仕入	1,500,000円
		円		給与	850,000円
		円		役員給与	650,000円
		円		借入金返済	450,000円
		円		社会保険料等(健康保険、厚生年金)	202,000円
		円		諸経費	348,000円
		円			円
		円			円
		円		生活費(扶養親族 人)	円
①収入合計		4,500,000円	②支出合計		4,000,000円
③納付可能基準額(①-②)		500,000円			

【備考】

この欄に記載した金額を「7 分割納付年月日及び分割納付金額」欄の「①納付可能基準額」欄に転記します。

4 今後1年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額

内訳	内 容	年 月	金 額
3 臨時収入	〇〇生命保険からの一時金	平成28年11月	1,500,000円
	Dエレクトロニクス(株)への貸付金の回収	平成28年12月	200,000円
臨時支出	電子部品用組立て機械の老朽化による新規購入費用	平成28年6月	450,000円
	工場施設内の電気設備の定期点検費用	平成29年2月	200,000円
		平成 年 月	円

5 今後1年以内に納付すべきことが見込まれる地方税及び国税等

年 月	税 目	金 額	年 月	税 目	金 額
平成28年7月	固定資産税	50,000円	平成28年11月	消費税(中間分)	1,740,000円
平成28年7月	源泉所得税	120,000円	平成28年12月	固定資産税	50,000円
平成28年7月	労働保険料等	50,000円	平成29年1月	源泉所得税	120,000円
平成28年9月	固定資産税	50,000円	平成 年 月		円

6 家族(役員)の状況

続柄(役職)	氏 名	生 年 月 日	収入・報酬(月額) (専従者給与を含む)	職業・所有財産等
5 代表者	甲野一郎	明大平 昭 38年11月15日	350,000円	
取締役	乙田次郎	明大平 昭 40年8月26日	300,000円	
		明大平 昭	円	
		明大平 昭	円	

7 分割納付年月日及び分割納付金額

納付年月日	①納付可能基準額	②季節変動等に伴う増減額	③臨時的収入・支出金額	④市税等納付額	⑤分割納付金額 (①+②+③-④)
平成28年6月30日	500,000円	200,000円	▲450,000円	円	250,000円
平成28年7月31日	500,000円	円	円	220,000円	280,000円
平成28年8月31日	500,000円	円	円	円	500,000円
平成28年9月30日	500,000円	200,000円	円	50,000円	650,000円
平成28年10月31日	500,000円	円	円	円	500,000円
平成28年11月30日	500,000円	▲200,000円	1,500,000円	1,740,000円	60,000円
平成28年12月31日	500,000円	▲150,000円	200,000円	50,000円	500,000円
平成29年1月31日	500,000円	▲300,000円	円	120,000円	80,000円
平成29年2月28日	500,000円	▲250,000円	▲200,000円	円	50,000円
平成29年3月31日	500,000円	円	円	円	110,000円 +延滞金
平成 年 月 日	円	円	円	円	円
平成 年 月 日	円	円	円	円	円
平成 年 月 日	円	円	円	円	円

「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額(月額)」欄の「③納付可能基準額(①-②)」欄に記載した金額を、この欄に転記します。

「納付年月日」欄及び「⑤分割納付金額」欄については、「換価の猶予申請書」(⇒6ページ)、「徴収の猶予申請書」(⇒25ページ)の「分割納付計画」欄に転記します。

1

「2 直前1年間における各月の収入及び支出の状況」欄

申請書を提出する日の直前1年間における各月ごとの「①総収入金額」、「②総支出金額」及び「③差額①－②」を記載します。

また、「③差額①－②」欄の金額がマイナスのときは、金額の前に「▲」を付けます。

なお、臨時的な収入や支出があった月については、「備考」欄にその理由を記載します。

◀「備考」欄の記載例▶

- ・事業用車両の売却代金として30万円の臨時的な収入があったため。
- ・製造用機械の故障による修繕費として300万円の臨時的な支出があったため。

※月次決算又は毎月の収支計算を行っていない場合は、直前の事業年度の決算に基づき記載して差し支えありません。

2

「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」欄

猶予期間中における月単位の平均的な収入及び支出の見込金額を記載します。

(⇒10～11 ページ「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」欄をご覧ください。)

3

「4 今後1年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額」欄

今後1年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額について記載します。

・「臨時収入」欄

例えば、不要不急資産の売却、新規借入や貸付金の回収等による臨時的な収入が見込まれる場合に、その内容、年月及び金額を記載します。

臨時収入	〇〇生命保険からの一時金	平成28年11月	1,500,000円
	Dエレクトロニクス株式会社への貸付金の回収	平成28年12月	200,000円
		平成 年 月	円

・「臨時支出」欄

例えば、事業の継続のためのやむを得ない設備・機械の購入等による臨時的な支出が見込まれる場合に、その内容、年月及び金額を記載します。

臨時支出	電子部品用組立て機械の老朽化による新規購入費用	平成28年6月	450,000円
	工場施設内の電気設備の定期点検費用	平成29年2月	200,000円
		平成 年 月	円

4

「5 今後1年以内に納付すべきことが見込まれる地方税及び国税等」欄

今後1年以内に納付すべきことが見込まれる地方税、国税、社会保険料等について、その納付すべきこととなる年月、税目及び金額をそれぞれの欄に記載します。

年 月	税 目	金 額	年 月	税 目	金 額
平成28年7月	固定資産税	50,000円	平成28年11月	消費税(中間分)	1,740,000円
平成28年7月	源泉所得税	120,000円	平成28年12月	固定資産税	50,000円
平成28年7月	労働保険料等	50,000円	平成29年1月	源泉所得税	120,000円
平成28年9月	固定資産税	50,000円			

※ 月ごとに納付する源泉所得税や社会保険料などは「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」の「支出」欄に記載します。

## 「6 家族(役員)の状況」欄

## ○納税者が法人の場合

全ての役員について、その役職、氏名、生年月日、月の報酬額及び所有財産等を記載します。

## 《事例の場合》

続柄 (役職)	氏 名	生 年 月 日		収入・報酬(月額) (専従者給与を含む)	職業・所有財産等
代表者	甲野一部	明大 昭平	38年11月15日	350,000円	
取締役	乙田次郎	明大 昭平	40年8月26日	300,000円	
		明大 昭平		円	
		明大 昭平		円	

## ○納税者が個人の場合

生計を一にする親族について、続柄、氏名、生年月日、収入金額（専従者給与を受けている場合は、その金額）、職業及び所有財産等を記載します。

## 《記載例》

続柄 (役職)	氏 名	生 年 月 日		収入・報酬(月額) (専従者給与を含む)	職業・所有財産等
母	甲野 春	明大 昭平	18年11月15日	120,000円	年金受給者 土地、建物(〇〇市△△町××)
妻	甲野 花子	明大 昭平	43年8月26日	180,000円	事業専従者
長男	甲野 宏一	明大 昭平	6年10月22日	0円	大学生
次男	甲野 次郎	明大 昭平	10年4月12日	0円	高校生

6

「7 分割納付年月日及び分割納付金額」欄

ア 「納付年月日」欄

猶予期間中の各月の納付年月日を記載します。

イ 「①納付可能基準額」欄

「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」欄の「③納付可能基準額(①－②)」欄に記載した金額を転記します。

ウ 「②季節変動等に伴う増減額」欄

「2 直前1年間における各月の収入及び支出の状況」欄のほか、例年の収入・支出状況を基に、「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」欄で算出した「③納付可能基準額(①－②)」と比較し、季節変動等に伴う増減額を記載します。

なお、減額する場合には、金額の前に「▲」を付けます。

エ 「③臨時的収入・支出金額」欄

「4 今後1年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額」欄を基に、納付年月における臨時的収入・支出金額の合計額を記載します。

なお、減額する場合には、金額の前に「▲」を付けます。

《事例の場合》

「4 今後1年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額」欄

(「臨時収入」欄に記載した事項)

- ・平成28年11月  
〇〇生命保険からの一時金  
1,500,000円
- ・平成28年12月  
Dエレクトロニクス株式会社への貸付金の回収  
200,000円

(「臨時支出」欄に記載した事項)

- ・平成28年6月  
電子部品用組立て機械の老朽化による新規購入費用  
450,000円
- ・平成29年2月  
工場施設内の電気設備の定期点検費用  
200,000円

「③臨時的入出金額」欄

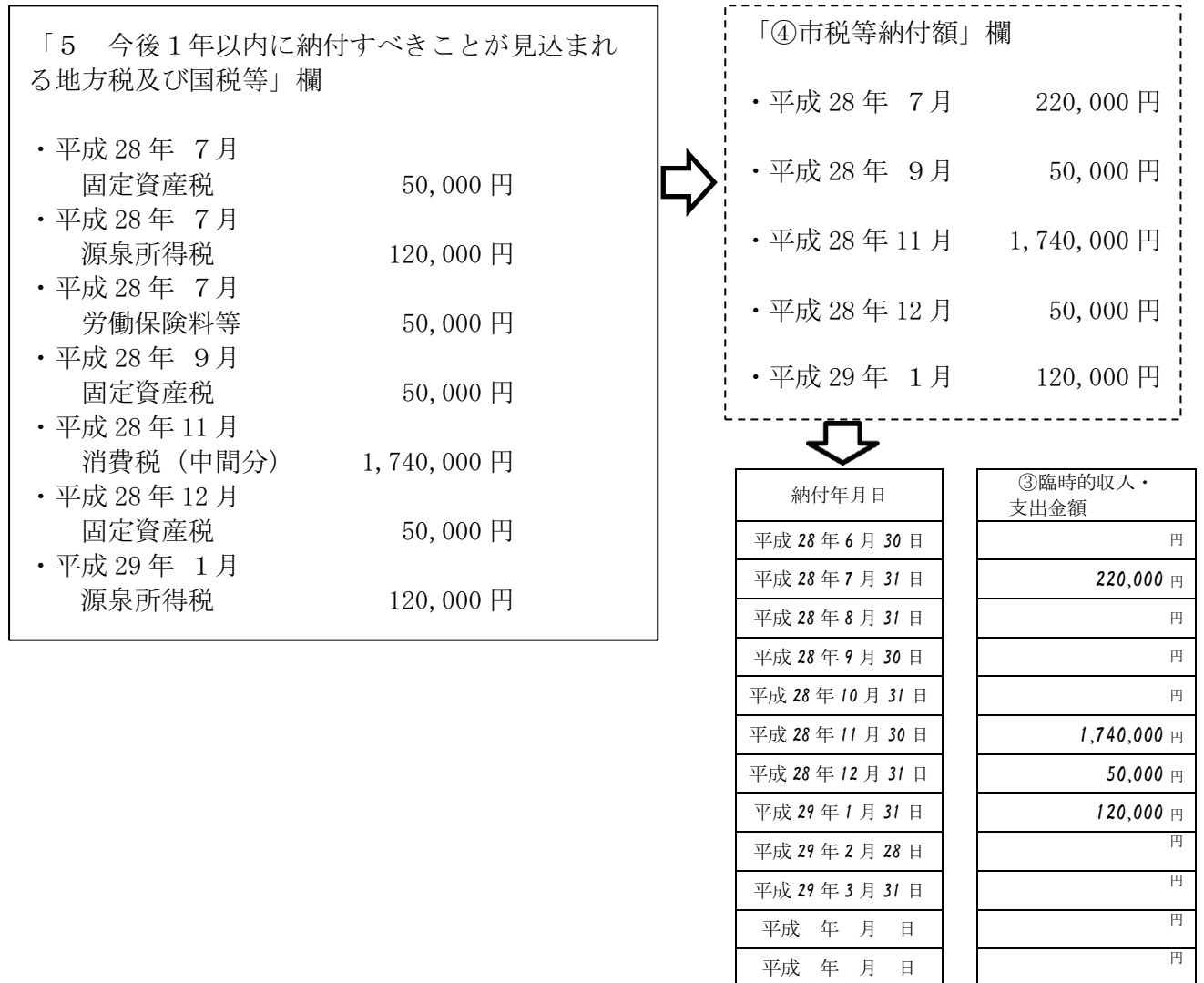
- ・平成28年6月 ▲450,000円
- ・平成28年11月 1,500,000円
- ・平成28年12月 200,000円
- ・平成29年2月 ▲200,000円

納付年月日	③臨時的収入・支出金額
平成28年6月30日	▲450,000円
平成28年7月31日	円
平成28年8月31日	円
平成28年9月30日	円
平成28年10月31日	円
平成28年11月30日	1,500,000円
平成28年12月31日	200,000円
平成29年1月31日	円
平成29年2月28日	▲200,000円
平成29年3月31日	円
平成 年 月 日	円
平成 年 月 日	円

オ 「④市税等納付額」欄

「5 今後1年以内に納付すべきことが見込まれる地方税及び国税等」欄に記載した、納付年月における地方税等の納付見込額を転記します。

<事例の場合>



カ 「⑤分割納付金額 (①+②+③-④)」欄

各月ごとに、「①納付可能基準額」欄の金額に、「②季節変動等に伴う増減額」欄の金額及び「③臨時的収入・支出金額」欄の金額を加算し、「④市税等納付額」欄の金額を減算した金額を記載します。

なお、最終の納付年月日の「⑤分割納付金額 (①+②+③-④)」欄には、「〇〇〇円(本税の残額)+延滞金」と記載します。

## II 徴収の猶予について

### 1 災害、病気等により納付が困難となった場合の徴収の猶予の要件

次の①から④に掲げる要件の全てに該当する場合は、徴収の猶予を受けることができます。

- ① 次に掲げるもののいずれかに該当する事実（納税者の責めに帰することができないやむを得ない理由により生じた事実に限ります。以下「猶予該当事実」といいます。）があること
  - イ 納税者がその財産につき、震災、風水害、落雷、火災、その他の災害を受け、又は盗難にあったこと
  - ロ 納税者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと
  - ハ 納税者がその事業を廃止し、又は休止したこと
  - ニ 納税者がその事業につき著しい損失を受けたこと（\*1）
  - ホ 納税者に上記イからニに類する事実があったこと（\*2）
- ② 猶予該当事実に基づき、納税者がその納付すべき市税を一時に納付することができないと認められること
- ③ 「徴収の猶予申請書」が境港市に提出されていること
- ④ 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること（\*3）

- \*1 「事業につき著しい損失を受けた」とは、徴収の猶予を受けようとする期間の始期の前日以前の1年間（以下「調査期間」といいます。）の損益計算において、その直前1年間（以下「基準期間」といいます。）の利益の額の2分の1を超えて損失が生じていることを（基準期間において損失が生じている場合には、調査期間の損失の金額が基準期間の損失の金額を超えていること）いいます。
- \*2 「上記イからニに類する事実」のうち、ニ「納税者がその事業につき著しい損失を受けたこと」に類するものとは、売上の著しい減少又は経費の著しい増加によって損失が生じていることをいいます。
- \*3 担保についての取扱いは、換価の猶予の申請の場合（⇒ 3 ページの\*3）と同様です。

### 2 本来の期限から1年以上経過した後納付すべき市税が確定した場合の徴収の猶予の要件

次の①から④に掲げる要件の全てに該当する場合は、徴収の猶予を受けることができます。

- ① 法定納期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定したこと（\*1）
- ② 納税者が上記①の市税を一時に納付することができない理由があると認められること
- ③ やむを得ない理由があると認められる場合を除き、納税者から上記①の市税の納期限（\*2）までに「徴収の猶予申請書」が境港市に提出されていること
- ④ 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること（\*3）

- \*1 例えば、過去にさかのぼって課されることとなった市税、期限後申告や修正申告によって納付すべきこととなる市税が該当します。
- \*2 例えば、期限後申告や修正申告をする場合は、その申告書の提出日が納期限となりますので、同日までに徴収の猶予申請書を提出する必要があります。
- \*3 担保についての取扱いは、換価の猶予の申請の場合（⇒ 3 ページの\*3）と同様です。

### 3 猶予期間

徴収の猶予を受けることができる期間は、1年（\*）の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く市税を完納することができると思えられる期間に限られます。

なお、徴収の猶予を受けた市税について、申請者の財産や収支の状況に応じて、猶予期間中に分割して納付する方法を市長が定めることがあります。

\* 徴収の猶予を受けた後、猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、当初の猶予期間が終了する前に市役所に申請することにより、当初の猶予期間と合わせて最長2年以内の範囲で猶予期間の延長が認められることがあります。

### 4 申請のための書類

徴収の猶予の申請をする場合は、次の書類を市役所に提出してください。

#### (1) 猶予の審査のために必要となる書類

猶予を受けようとする金額（*1）が <u>100万円以下</u> の場合	猶予を受けようとする金額（*1）が <u>100万円を超える</u> 場合
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「徴収の猶予申請書」 （書き方 ⇒25～28 ページ）</li> <li>○ 災害、病気等により納付困難となった場合の徴収の猶予の申請をする場合には、猶予該当事実があることを証する書類 （*2、3）</li> <li>○ 「財産収支状況書」（*2） （書き方 ⇒ 9～12 ページ）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「徴収の猶予申請書」 （書き方 ⇒25～28 ページ）</li> <li>○ 災害、病気等により納付困難となった場合の徴収の猶予の申請をする場合には、猶予該当事実があることを証する書類 （*2、3）</li> <li>○ 「財産目録」（*2） （書き方 ⇒13～16 ページ）</li> <li>○ 「収支の明細書」（*2） （書き方 ⇒17～22 ページ）</li> </ul>

#### (2) 担保の提供に関する書類

担保の提供に関する書類については、換価の猶予の申請の場合（⇒4 ページ）と同様です。

\*1 未確定の延滞金は含みません。  
 \*2 災害、病気等により納付困難となった場合（1の①のイ、ロ又はホ（イ又はロに類する事実に限ります。）に該当する場合）の徴収の猶予の申請をするに際して、これらの添付書類の提出を困難とする事情があるときは市役所にご相談ください。  
 \*3 猶予該当事実があることを証する書類には、次のようなものがあります。  
 ①災害又は盗難のときは、罹災証明書、盗難の被害届の写しなど  
 ②病気又は負傷のときは、医師による診断書、医療費の領収書など  
 ③事業の廃止又は休止のときは、廃業届 など  
 ④事業について著しい損失を受けたときは、調査期間と基準期間のそれぞれの期間の仮決算書など

### 5 申請書等の審査などの手続き

I 換価の猶予の「4 提出された申請書等の審査」から「7 猶予の取消し」まで（⇒4～5 ページ）の手続については、徴収の猶予の申請があった場合にも同様となります。



「徴収の猶予申請書」の書き方

猶予を受けようとする金額が100万円以下の場合には、「財産収支状況書」(⇒9 ページ)を「徴収の猶予申請書」に添付して提出する必要があります。

猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合には、「財産収支状況書」に代えて「財産目録」(⇒13 ページ)及び「収支の明細書」(⇒17～18 ページ)を添付して提出する必要があります。

平成 28 年 7 月 15 日



申請書を提出する日を記載してください。

徴収の猶予申請書

境港市長 様

申請者

徴収の猶予の申請をするときは、未納となっている市税と、猶予を受けようとする納期限前の市税全て記載します。

住所(所在地) 〒684-0000 境港市〇〇町△△△番地  
 氏名(名称) 境港 太郎  
 電話番号 0859 (〇〇) △△△△ 携帯電話〇〇〇 (△△△△) ××××

本税を納付していないときは、「要」と記載します。

1 地方税法第15条第1項第2号(第1項第5号の場合、第 号類似)の規定により、次のとおり徴収の猶予を申請します。

年度	税目	期別	納期限	税額(円)	督促手数料(円)	延滞金(円)	合計(円)	徴収の猶予を受けようとするものに〇印
28	市県民税	1	28.6.30	50,000	80	要	50,080+要	○
28	市県民税	2	28.8.31	50,000	—	要	50,000+要	○
28	固定資産税	1	28.6.01	20,000	80	要	20,080+要	○
28	固定資産税	2	28.7.31	20,000	—	要	20,000+要	○

2 納付すべき市税のうち、徴収猶予を受けようとする金額 100,160+要

3 猶予該当事実の詳細 平成28年2月に交通事故に遭い、同月から平成28年5月まで〇〇病院に入院し、現在も通院している。

4 一時に納付することができない事情の詳細 〇〇病院に治療費及び入院費として25万円支払い、△△生命保険から保険金10万円を受領しているため、差引金額である15万円が、猶予該当事実があったことによる支出となっている。

猶予を認められる限度額

5 猶予期間 平成28年7月15日から平成29年1月31日

回	納付年月日	納付金額	回	納付年月日	納付金額
1	28.7.31	15,080円	7	29.1.31	10,000円+延滞金
2	28.8.31	15,000円	8	...	円
3	28.9.30	15,000円	9		
4	28.10.31	15,000円	10		
5	28.11.30	15,080円	11		
6	28.12.29	15,000円	12		

「財産収支状況書」(⇒9 ページ)の「4 分割納付計画」欄から転記します。  
 ※「収支の明細書」(⇒18 ページ)の「7 分割納付年月日及び分割納付金額」欄の「納付年月日」欄及び「⑤分割納付金額」欄から転記します。

6 担保 有 無 担保財産の詳細又は担保を提供できない特別の事情

添付する書類 猶予該当事実証明書類 収支の明細書 財産目録  
財産収支状況書 担保関係書類

申請書に添付する書類にチェックをつけます。

1

「地方税法第15条第\_\_項第\_\_号（第1項第5号の場合、第\_\_号類似）の規定により、以下のとおり徴収の猶予を申請します。」欄

下線部に適用条項を記載します。適用条項は、次のとおり猶予申請の内容ごとに異なります。

災害・病気等により納付困難となった場合の徴収の猶予	納税者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にあったこと	地方税法 第15条第1項第1号
	納税者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと	地方税法 第15条第1項第2号
	納税者がその事業を廃止又は休止したこと	地方税法 第15条第1項第3号
	納税者がその事業につき著しい損失を受けたこと	地方税法 第15条第1項第4号
	納税者に上記4つの猶予該当事実のいずれかに類する事実があったこと	地方税法 第15条第1項第5号 (第5号の場合、第●号類似)(*)
本来の期限から1年を経過した後に納付すべき市税が確定した場合の徴収の猶予	過年度遡及課税分 期限後申告、修正申告分	地方税法 第15条第2項第__号

\* ●には、類似する号の号数を記載します。

2

「納付すべき市税のうち、徴収の猶予を受けようとする金額」欄

「納付すべき市税」の合計額から、「財産収支状況書」(⇒9ページ)の「2 現在納付可能資金額」欄の「現在納付可能資金額」を差し引いた金額を記載します。

※ 猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合には、「財産目録」(⇒13ページ)の「3 現在納付可能資金額」欄の「③現在納付可能資金額(①-②)」を差し引いた金額を記載します。

なお、災害等により納付困難となった場合の徴収猶予を受けようとする場合は、猶予該当事実があったことにより納税者が支出し、又は損失を受けた金額(\*)が、猶予の認められる限度額となります。

\* 支出又は損失に対応して受領した保険金、補償金、賠償金等がある場合には、その受領した金額を支出し、又は損失を受けた金額から差し引きます。

《記載例》

140,160円 (納付すべき市税の合計額)	－	40,000円 (「現在納付可能資金額」 が40,000円の場合)	=	100,160円(A) (納付を困難とする金額)
250,000円 (治療費及び入院費)	－	100,000円 (受領した保険金)	=	150,000円(B) (猶予該当事実があったことによる支出又は損失)
150,000円(B) (猶予該当事実があったことによる支出又は損失)	>	100,160円(A) (納付を困難とする金額)	⇒	100,160円 (この欄に記載する金額)

※ 「納付を困難とする金額」の方が「猶予該当事実があったことによる支出又は損失」の金額より大きい場合は、「猶予該当事実があったことによる支出又は損失」の金額を、徴収の猶予を受けようとする金額としてこの欄に記載します。

3

### 「猶予該当事実の詳細」欄

災害、病気等により納付困難となった場合の徴収の猶予を申請する場合は、猶予該当事実の詳細を記載します。

なお、本来の期限から1年を経過した後に納付すべき市税が確定した場合の徴収の猶予の申請をする場合には、記載する必要はありませんが、やむを得ない理由（\*）により猶予を受けようとする市税の納期限後に申請書を提出する場合は、そのやむを得ない理由をこの欄に記載します。

\* この場合の「やむを得ない理由」とは、その猶予を受けようとする市税を納付すべきことを知ったときから徴収の猶予の申請書及び添付書類の作成のために通常必要と認められる期間（おおむね1か月程度）内に徴収の猶予の申請書が提出されたことについて、納税者の責めに帰することができないと認められる理由をいいます。

4

### 「一時に納付することができない事情の詳細」欄

猶予該当事実があったことにより、納税者が資金の支出をし、又は損失を受け、その支出又は損失があることが、市税を一時に納付することができないことの原因になっている事情の詳細を具体的に記載します。

《記載例》

猶予該当事実の種類	「猶予該当事実の詳細」欄	「一時に納付することができない事情の詳細」欄
災害等	平成28年9月〇日、台風〇号により、店舗が床上浸水した。そのため、店舗の復旧までの間、営業を行うことができなかった。	店舗の床上浸水のため、復旧して営業を再開するまで10日間を要した。そのため、その間の売上利益に相当する50万円が、猶予該当事実があったことによる損失となっている。
病気・負傷	平成28年9月に交通事故に遭い、同月から3か月間〇〇病院に入院し、その後も通院している。	〇〇病院に治療費及び入院費として、平成28年9月から平成29年2月までの間に合計89万円を支払い、××生命保険から26万円を受領しているため、差引金額である63万円が、猶予該当事実があったことによる支出となっている。
事業の休廃止	近隣に大型店舗が進出したことにより、平成28年1月から9月までの売上が前年比70%減となるなど業績が著しく悪化したため、平成28年10月に従業員を全員解雇し、衣料品販売業を廃業した。	廃業に伴い、在庫商品を原価割れで売却したことによる損失67万円及び従業員3人を解雇した際に支払った退職金の合計135万円を合わせた202万円が、猶予該当事実があったことによる支出又は損失となっている。
事業上の著しい損失	平成27年3月期は250万円の利益があったが、平成27年6月から主要取引先である〇〇社からの受注がなくなったこと等から、平成28年3月期は150万円の損失となった。	平成28年3月期の損失150万円のうち、平成27年3月期の利益金額250万円の2分の1の金額125万円を超える部分である25万円が、猶予該当事実があったことによる損失となっている。
本来の期限から1年を経過した後に納付すべき市税が確定した場合	原則として記載不要 (やむを得ない理由により猶予を受けようとする市税の納期限後に申請書を提出する場合は、そのやむを得ない理由を記載します。)	納付すべき税額30万円のうち、納期限までに納付できる金額は5万円のみであり、残額25万円については、一時に納付することができない。

5

「猶予期間」欄

この欄には、「猶予期間の開始日」(\*)から「納付計画の最終日」及びその期間を記載します。

- \* 「猶予期間の開始日」とは、通常は申請書を提出する日ですが、次に掲げる場合にはそれぞれの日となります。
- 申請書を提出する日が猶予を受けようとする市税の納期限以前である場合には、納期限の翌日が「猶予期間の開始日」となります。
  - 災害等のやむを得ない理由により、申請書を提出できなかった場合は、申請書を提出した日にかかわらず、猶予該当事実が生じた日を「猶予期間の開始日」とします。

6

「担保」欄及び「担保財産の詳細又は提供できない特別の事情」欄

この欄の記載方法については、「換価の猶予申請書」の「担保」欄及び「担保財産の詳細又は提供できない特別の事情」欄の記載方法の説明(⇒7~8ページ)と同様です。